

春日部市職員の再任用に関する条例の一部を改正する条例

春日部市職員の再任用に関する条例（平成17年条例第34号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
附 則 （特定警察職員等への適用期日） 第2条 <u>厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）</u> <u>附則第7条の3第1項第4号</u> に規定する特定警察職員等（附則第4条において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。	附 則 （特定警察職員等への適用期日） 第2条 <u>地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）</u> <u>附則第18条の2第1項第1号</u> に規定する特定警察職員等（附則第4条において「特定警察職員等」という。）である者については、平成19年4月1日から、改正法による改正後の法第28条の4から第28条の6まで及びこの条例第2条から第4条までの規定を適用する。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。